

労働・助成金情報 特急便

第 58 号 (2016 年 11 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

平成 28 年 10 月より、高年齢者の安定した雇用の確保のための定年の引き上げ等の措置を実施した事業主に対して助成金が支給されます。(65歳超雇用推進助成金) また、これまで65歳以上の労働者は、雇用保険に新規加入することはできませんでしたが、法改正により、平成29年1月から満65歳以上でも新規で雇用保険に加入することができるようになります。今回は、この2つの制度についてご紹介します。

【新設】65歳超雇用推進助成金

➤ 支給対象事業主

次の①から⑧までのいずれにも該当する事業主に対して支給されます。ただし、1事業主あたり(企業単位) 1回限りです。

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ② 審査に必要な書類等を整備・保管している事業主であること。
- ③ 審査に必要な書類等を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の求めに応じ提出または提示する、実地検査に協力する等、審査に協力する事業主であること。
- ④ 労働協約または就業規則による次のイからハまでのいずれかに該当する新しい制度を平成28年10月19日以降において、実施した事業主であること。
 - イ. 旧定年年齢(※1)を上回る65歳以上への定年引上げ
 - ロ. 定年の定め廃止
 - ハ. 旧定年年齢及び継続雇用年齢(※2)を上回る66歳以上の継続雇用制度の導入
- ⑤ ④に定める制度を規定した際に経費(※3)を要した事業主であること。
- ⑥ ④に定める制度を規定した就業規則等を整備している事業主であること。
- ⑦ ④に定める制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または第9条第1項(※4)の規定に違反していないこと。
- ⑧ 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。

(※1) 法人等の設立日から、④に定める制度を実施した日の前日までに、就業規則等で定められていた定年年齢のうち最も高い年齢をいいます。

(※2) 法人等の設立日から、④に定める制度を実施した日の前日までに、就業規則等で定められていた定年年齢または希望者全員を対象とした継続雇用年齢のうち最も高い年齢をいいます。

(※3) 就業規則等の作成に係る委託費、就業規則等の見直しにあたってのコンサルタント費用等の社外の専門家等に支出した費用に限ります。

(※4) 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条」とは60歳以上の定年を定めていること、「第9条第1項」とは定年の定め廃止、65歳以上の定年か継続雇用制度を定めていることをいいます。

➤ 支給額

上記「支給対象事業主」④の実施した制度に応じて、次に定める額が支給されます。

65歳への定年引上げ	66歳以上への定年引上げ または 定年の定め廃止	希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入	
		66歳から69歳	70歳以上
100万円	120万円	60万円	80万円

※定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額は定年引上げを実施した際の額となります。

➤ **他の助成金との併給の制限**

- ①過去に高年齢者雇用安定助成金のうち、定年引上げ等の措置に関して支給を受けた場合には、助成金は支給されません。
- ②この助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、他の国または地方公共団体等の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては助成金は支給されません。

➤ **申請の手続き**

助成金の支給を受けようとする事業主は、支給申請書に必要書類を添えて、制度の実施日の翌日から起算して2ヶ月以内に、都道府県の支部高齢・障害者業務課に提出してください。

 **雇用保険の適用拡大等について**

➤ **雇用保険の拡大**

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。（平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」（※1）となっている場合を除き適用除外です。）

○平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出します。

○平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となりますので、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出（※3）します。

○平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

ハローワークへの届出は不要です（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分されます。）

（※1）65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

（※2）1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがあること。

（※3）提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出します。

➤ **65歳以上の方の雇用保険料**

雇用保険では、毎年4月1日時点で満64歳以上の方については雇用保険料が免除されています。こちら今回法改正で変更が加えられ、今後は保険料の免除制度が廃止となりますが、経過措置として、平成31年度までは免除となります。

➤ **高年齢求職者給付金**

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに高年齢求職者給付金が支給（年金と併給可）されます。